

日本大学大学院 学生員 ○平賀俊彦  
日本大学理工学部 フェロー 島崎敏一

## 1.はじめに

環境影響評価法は平成9年6月に制定され、2年後の平成11年6月から施行された。それにともない、住民が意見を提出できる機会が旧環境影響評価要綱の時代には準備書の1回に限定されていたものが、方法書と準備書の2回にわたって可能となった。しかし、法律による実施とは別に、地方自治体では条例等により、さらに公聴会や審議会を開催することによって、住民や専門家の意見を反映する機会をより多く与えている。

本研究では数ある自治体の中でも早くから環境影響評価に力を注いでいる北海道における事例を取り上げ、新法施行後の環境影響評価制度の現状を把握することを目的とする。

## 2.研究対象

### 2-1 概要

本研究を行うにあたり、事業主体である日本鉄道建設公団、営業主体である北海道旅客鉄道会社、ならびに監督自治体である北海道庁から平成12年3月と9月の2回にわたりヒアリング調査を行った。その調査結果を以下で検証することにする。

- 1)対象事業 北海道新幹線(新青森-札幌間)
- 2)対象事業実施区域 沿線2市17町1村
- 3)事業主体 日本鉄道建設公団

但し、本研究では対象地域を北海道内としているため、青森県内の事業区間は含まれていない。

### 2-2 環境影響評価に関する手続経過

- 1 方法書の受理
- 2 方法書の縦覧(事業者が実施)
- 3 方法書に係る意見書の提出
- 4 意見書提出の受理
- 5 関係市町村長への意見照会
- 6 方法書に係る知事意見の送付
- 7 準備書の受理

- 8 準備書の縦覧(事業者が実施)
- 9 準備書に係る説明会の開催(事業者が実施)
- 10 北海道環境影響評価審議会への諮問
- 11 準備書に係る意見書の提出
- 12 意見書概要及び事業者見解書の受理
- 13 関係市町村長への意見照会
- 14 公聴会の開催
- 15 準備書に係る北海道環境影響評価審議会からの答申
- 16 準備書に係る事業者に対する知事意見の送付
- 17 環境影響評価書の作成(事業者)
- 18 環境大臣の意見、国土交通大臣の意見(国)
- 19 評価書の補正
- 20 評価書の受理

上記の内、1項から9項、11項から13項及び15項から20項は環境影響評価法に基づく手続、10項及び14項は北海道環境影響評価条例に基づく手続である。ヒアリング調査を行った平成12年9月現在、14項までの手続が完了している。

本研究ではこの内、住民が参加可能な2項(方法書の縦覧)、8項(準備書の縦覧)、9項(準備書に係る説明会の実施)における各過程の住民の参加状況結果をまとめた。(それぞれ表-1、表-2、表-3参照)

### 2-3 方法書の縦覧

縦覧期間 平成10年10月9日から11月9日

表-1 各縦覧場所における方法書の縦覧者数(単位:人)

| 場所      | 縦覧者 | 場所   | 縦覧者 | 場所   | 縦覧者 |
|---------|-----|------|-----|------|-----|
| 鉄建公団事務所 | 15  | 知内町  | 2   | 蘭越町  | 2   |
| 新幹線対策室  | 13  | 木古内町 | 7   | 二セコ町 | 3   |
| 北海道渡島支庁 | 9   | 上磯町  | 4   | 俱知安町 | 11  |
| 北海道檜山支庁 | 0   | 大野町  | 9   | 共和町  | 31  |
| 北海道後志支庁 | 6   | 七飯町  | 2   | 仁木町  | 0   |
| 北海道胆振支庁 | 0   | 八雲町  | 6   | 余市町  | 0   |
| 札幌市     | 16  | 長万部町 | 5   | 赤井川村 | 3   |
| 小樽市     | 24  | 厚沢部町 | 0   | 豊浦町  | 0   |
| 福島町     | 0   | 黒松内町 | 0   | 合計   | 168 |

## 2-4 準備書の縦覧

縦覧期間 平成12年7月1日から7月31日

表-2 各縦覧場所における準備書の縦覧者数(単位:人)

| 場所      | 縦覧者 | 場所   | 縦覧者 | 場所   | 縦覧者 |
|---------|-----|------|-----|------|-----|
| 鉄建公団事務所 | 36  | 知内町  | 8   | 蘭越町  | 13  |
| 新幹線対策室  | 13  | 木古内町 | 18  | 二セコ町 | 9   |
| 北海道渡島支庁 | 5   | 上磯町  | 17  | 倶知安町 | 26  |
| 北海道檜山支庁 | 0   | 大野町  | 79  | 共和町  | 7   |
| 北海道後志支庁 | 0   | 七飯町  | 19  | 仁木町  | 2   |
| 北海道胆振支庁 | 1   | 八雲町  | 17  | 余市町  | 2   |
| 札幌市     | 22  | 長万部町 | 18  | 赤井川村 | 0   |
| 小樽市     | 137 | 厚沢部町 | 0   | 豊浦町  | 1   |
| 福島町     | 0   | 黒松内町 | 3   | 合計   | 459 |

## 2-5 準備書に係る説明会の開催

開催日時 平成12年7月11日から7月26日

午後6時から開催

表-3 各自治体における説明会の出席者数(単位:人)

| 場所   | 出席者 | 場所   | 出席者 | 場所   | 出席者 |
|------|-----|------|-----|------|-----|
| 札幌市  | 53  | 七飯町  | 42  | 倶知安町 | 22  |
| 小樽市  | 83  | 八雲町  | 13  | 共和町  | 10  |
| 福島町  | 7   | 長万部町 | 13  | 仁木町  | 9   |
| 知内町  | 13  | 厚沢部町 | 7   | 余市町  | 8   |
| 木古内町 | 35  | 黒松内町 | 6   | 赤井川村 | 17  |
| 上磯町  | 47  | 蘭越町  | 32  | 豊浦町  | 10  |
| 大野町  | 83  | 二セコ町 | 25  | 合計   | 535 |

## 3. 住民の関心度

### 3-1 人口に対する割合の算定方法

1) 方法書及び準備書の縦覧者割合(単位:%)

$$=(\text{縦覧者}/\text{住民基本台帳人口})\times 100$$

2) 説明会の出席者割合(単位:%)

$$=(\text{出席者}/\text{住民基本台帳人口})\times 100$$

但し、表の人数のうち、鉄建公団事務所及び新幹線対策室の縦覧者は札幌市に、各支庁の縦覧者は管内の各自治体に均等に割当てた。また各自治体の人口は平成11年3月31日現在の住民基本台帳人口に基づいている。

### 3-2 算定結果

上記の算定方法を用いて手続の進展と住民参加状況の関係を示したものが図-1である。

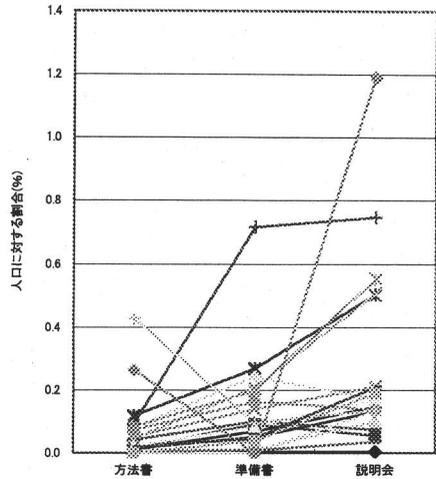


図-1 手続の進展と住民参加との関係

## 4. 考察

- 1) 図-1を見る限り、自治体によりばらつきはあるものの、概ね、環境影響評価の進展にともない、住民の関心度も向上することが伺えた。
- 2) 整備新幹線の建設は国の事業であるので、営業主体である北海道旅客鉄道会社は国と連絡は取り合っているものの、環境影響評価の手続には実質的に参加していない。
- 3) 開業後の旅客の動向に深く関わり、且つ約30万人の人口を抱える函館市がルート上には入っていないため、対象自治体に加わっていなかった。

## 5. 今後の課題

評価書の完成後、改めて検証する次第である。

## 参考文献

- 日本鉄道建設公団 北海道新幹線環境影響評価準備書 2000  
 西村隆司編 日経コンストラクション 2000年10月27日号  
 日経BP社 2000  
 環境法令研究会 環境六法(平成12年版) 中央法規出版 2000  
 矢野恒太記念会編 データでみる県勢 2000年版 国勢社 1999